

大阪市告示第1084号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 真田山プール 水泳場（25メートルプール）	令和7年8月4日（月）	午前10時から 午前11時30分まで
大阪市立 真田山プール 水泳場（50メートルプール）	令和7年8月4日（月）	午前9時から 午後5時まで
	令和7年8月12日（火）	
	令和7年8月18日（月）	
	令和7年8月25日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）